

令和7年度後期授業料 免除について

－ 制度対象者の確認 －

授業料免除制度とは

- 授業料の免除は、国による高等教育の修学支援新制度に基づく免除と、高専機構による免除があります。
- 国による高等教育の修学支援新制度に基づく免除は、本科4・5年生及び専攻科生が対象です。
- 高専機構による免除は、特別な理由等により授業料の納付が困難であると認められる場合に、前期・後期ごとに本人の申請に基づき選考のうえ、授業料の減免をする制度です。
- 3年生以下の学生は、高等学校等就学支援金制度により授業料の全額が支給されない場合で、特別な理由等に該当する場合に限り、授業料免除制度の対象となります。
- 授業料免除制度の対象者については、次のスライドのとおりです。

本科4・5年生及び専攻科生の場合 (高等教育の修学支援新制度に基づく免除)

修学支援法に定めるところにより、学修意欲があり、
以下①・②のいずれかに該当する者

①経済的理由により授業料納付が困難である者

②多子世帯に該当する者（令和7年度から新規対象）

まずは高等教育の修学支援新制度（給付奨学金+授業料減免）の在学採用に申請してください。

※詳しくは、別途HPでお知らせしております日本学生支援機構給付奨学金募集案内をご確認ください。

（https://www.fukushima-nct.ac.jp/zaikou_hogosha/gakuseishien/post_25.html）

※9/8付で学生メールへもお知らせしております。

日本学生支援機構給付奨学金奨学生に採用となった学生が、授業料減免も対象となります。

本科3年生以下の場合 (高専機構による免除)

①令和7年度に在学年数が3年を越えるため高等学校等就学支援金制度の対象とならない3年生以下の者で、学業優秀者
(例：1年次または2年次で留年した者)

※学力基準：前年度末成績が所属学科の上位3分の2以上

②保護者の全員または一部が日本国内に在住しておらず、その保護者の課税証明書が発行されないため、高等学校等就学支援金制度の加算が認められない者で、学業優秀者

全学年対象 (高専機構による免除)

- ①令和7年4月～令和7年9月において、学資負担者死亡又は学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受け、授業料納付が困難であると認められる者
- ②令和7年4月～令和7年9月において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があり、授業料納付が困難であると認められる者

全学年対象 続き (高専機構による免除)

③学生の居住地又は学資負担者の居住地又は勤務地が災害救助法の適用を受けた日から１年以内で、かつ、「学資負担者死亡」又は、「学生の居住する家屋または学資負担者の居住する家屋が半壊以上（床上浸水含む。）の被害」又は、「学資負担者の勤務地が被災したことに伴う失職等による家計急変」に該当する者

申請期限

免除制度対象に該当する場合は、9月19日（金）までに学生課窓口にお越しいただくか、学生支援係宛にメールをお送りください。必要書類をお送りいたします。gakusei@fukushima-nct.ac.jp

メールの件名は、「令和7年度後期授業料免除申請書希望」としてください。

「授業料免除申請書」は9月24日（水）までに学生課持参（または郵送【必着】）にて、ご提出ください。

期日に遅れた場合には受理いたしませんので、早めの手続きをお願いいたします。